

「会津若松市印鑑条例の一部を改正する条例（素案）」の概要

1 基本的な考え方

個人番号制度の施行に伴い、平成28年1月から、現在交付している住民基本台帳カードに代わり、個人番号カードの交付が開始されることから、必要な条文の改正を行うものです。

2 改正する事項

(1) 印鑑登録証に関する規定

現在は、希望する方に対し、住民基本台帳カードを印鑑登録証とみなす規定となっていますが、平成28年1月からは、個人番号カードも印鑑登録証とみなすことができるように改正するものです。

なお、住民基本台帳カードは、平成28年1月以降であっても、その有効期間内は引き続き利用できることも規定します。

(2) 自動交付機（コンビニ交付）に関する規定

現在は、自動交付機による印鑑証明書の発行に対応するカードについて、住民基本台帳カードのみの規定となっていますので、平成28年1月からは、これに個人番号カードが加わるように改正するものです。

3 施行予定日

平成28年1月1日予定